

任期ハ一ヶ年トス
但シ任期中ト雖モ選出同様ノ都合ニ依リ
中央委員会ノ承認ヲ經テ増減又ハ改選ス
ルコトヲ得

第十二條 執行委員会ハ執行委員会以下組織シ
毎月一回以上開催スルモノトス

第十三條 執行委員会ハ大會及中央委員会ノ決
議ニ依リ本聯合會々務ヲ執行スルモノト
ス

第十四條 執行委員会ハ中央委員会ニ於テ次
シ大會ニ於テモ之ヲ撰挙ス執行委員会ノ任期
ハ一ヶ年トス

第十五條 本聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 執行委員 三名

二 會計 二名

三 文書 二名

四 會計監査役 若干名

第十六條 庶務會計文書ハ執行委員会ニ於テ互

選シ會計監査役ハ中央委員会ニテ互選ス

第十七條 第一章 會計

第十八條 本聯合會費ハ一ヶ月一名ニ付金七銭

トス

第十九條 會計報告ハ三ヶ月毎ニ一回以上雜誌

又ハ文書ヲ以テ一般會員ニ報告スルモノ

トス

第二十條 本聯合會々務ハ定期大會ニ決算書ヲ